

北上市告示甲第95号

北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金交付要綱（令和4年北上市告示甲第32号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月21日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（補助対象経費） 第5 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。 (1) <u>備品購入費</u> (2) [略] (3) [略] (4) <u>報償費（補助対象者又はその構成員に対する謝礼を除く。）</u> (5)～(8) [略]	（補助対象経費） 第5 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。 (1) <u>報償費（補助対象者又はその構成員に対する謝礼を除く。）</u> (2) [略] (3) <u>食糧費</u> (4) [略] (5)～(8) [略] (9) <u>備品購入費</u> (10) <u>送迎に要する経費</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	